【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年３月24日
【会社名】	株式会社丸誠
【英訳名】	ＭＡＲＵＳＥＩ Ｃｏ．，ＬＴＤ
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　渋谷　正道
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目１番地
【電話番号】	03-3357-4545（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼経営企画室長　秋山　賢一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目１番地
【電話番号】	03-3357-4545（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼経営企画室長　秋山　賢一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成26年３月20日開催の取締役会において、高砂熱学工業株式会社（以下「高砂熱学工業」といいます。）との間で高砂熱学工業を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 株式交換の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

（平成25年３月31日現在）

商号	高砂熱学工業株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地５
代表者の氏名	取締役社長　大内 厚
資本金の額	13,134百万円
純資産の額	（連結）93,932百万円 （単体）82,304百万円
総資産の額	（連結）207,465百万円 （単体）182,184百万円
事業内容	空調を主とする設備工事事業

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：百万円）

事業年度	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
売上高	213,175	215,464	248,430
営業利益	5,205	5,214	3,570
経常利益	5,910	6,695	4,760
当期純利益	3,003	4,269	2,186

（単体）

（単位：百万円）

事業年度	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
売上高	192,203	195,049	196,662
営業利益	4,483	4,422	1,420
経常利益	5,450	5,280	2,805
当期純利益	2,856	2,400	1,658

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年９月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
日本生命保険相互会社	5.31%
第一生命保険株式会社(常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)	4.93%
高砂熱学従業員持株会	4.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.66%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2.73%

（注）１　発行済株式総数に対する保有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。

２　上記のほか、高砂熱学工業は自己株式を12.44%保有しております。

④　当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	高砂熱学工業は当社の発行済株式数の64.40%（3,568,000株）の株式を保有しております。
人的関係	当社の代表取締役１名が高砂熱学工業の取締役を兼任しない執行役員を兼務しております。
取引関係	高砂熱学工業は、当社との間で建物メンテナンス業務や空調設備工事等に関する取引を行っております。
関連当事者への該当状況	当社は高砂熱学工業の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 株式交換の目的

当社は、昭和41年８月の創業以来、「お客様のビジネスに貢献する」ことを企業理念に、大型オフィスビルをはじめ、著名なホテルや病院などの電気・空調・防災といった建物設備の管理・運営を軸に、建物清掃業務、警備業務などを含めた総合的なマネジメントサービスを提供しております。

当社が営むメンテナンス事業を取り巻く環境は、近年、より高度化、多様化している設備に対し、省エネルギーといった建物維持管理コストの低減、CO2削減、さらには、快適な職場環境の実現といった様々なニーズが高まってきており、建物に携わる業種間での相互協力関係が進展し、グループ化も加速しつつあります。

当社は、昭和41年の創業以来、設備管理を主軸とした総合ビルマネジメントを創造し、「品質、環境、安全」を重視したサービスを提供してきております。当社は、高砂熱学工業と平成19年４月25日に業務及び資本提携契約を締結し、その後平成24年２月14日から同年３月12日まで実施された高砂熱学工業による当社の普通株式に対する公開買付けの結果、同年３月16日に高砂熱学工業のグループに入り、近年高まりを見せている省エネ・節電などのエネルギーマネジメント、環境を意識したCO2排出削減、また設備機器の効率的運用による管理コストの削減など、お客様のニーズに応えるべく積極的に取り組んでまいりました。

もっとも、当社が営むメンテナンス事業においては、その市場規模の著しい拡大を見込むことが困難な状況にあり、業界内の競争優位性を高めつつ収益性を向上させるためには、業容拡大とコスト構造の見直しが喫緊の課題となっております。また、高砂グループ内の業務上の更なる相互協力や近接事業の統合によって、グループ内のシナジー効果の最大化による事業の更なる成長が求められております。

当社は、以上のような状況に適切に対応するために、高砂熱学工業グループに加入後も、企業価値の向上のため、高砂熱学工業及び高砂エンジニアリングサービス株式会社（以下「高砂エンジ」といいます。）とともに、今後の経営戦略について検討してまいりました。その結果、グループ内におけるシナジー効果をより一層高めるべく、高砂熱学工業の完全子会社となり、設備工事にて設計・施工の優れた技術力を有する高砂熱学工業と連携して建物の保守管理、運転管理事業の運営を行うこと、及び、高砂エンジとの吸収合併（以下、本株式交換と併せて「本再編」といいます。）により同事業における技術力を一層強化し、当社の顧客基盤の拡大やコスト構造の見直し等を図ることが、当社の経営課題の克服に繋がり、企業価値を最大化するために有益であるとの結論に至りました。

一方、高砂熱学工業は、「人の和と創意で社会に貢献」を社是に、「最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する」「全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した特色ある技術を開発する」「人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する」を経営理念として掲げ、大正12年の創業以来、90年にわたり空調設備工事及びその周辺分野におけるパイオニアとして長年培ってきた技術を中核に、オフィスビルや工場等の空調設備工事の設計・施工を中心とする事業を営んでおります。

高砂熱学工業を取り巻く環境は、公共投資が堅調なものの、民間設備投資は緩やかな回復基調で推移する一方、受注競争の激化や労務費の上昇傾向等もあり、引き続き厳しい環境が続いております。このような状況のもと、高砂熱学工業は、総力を挙げて採算性重視の受注活動、リニューアルやエンジニアリングといった重点分野への経営資源の集中、設計・施工技術の強化、資材調達の合理化等の収益力の強化に向けた取り組みを進めてまいりました。

このような情勢のもと、高砂熱学工業は、平成26年２月13日、10年後の創立100周年に向けて、グループを挙げて環境ソリューション企業として発展、地位を確立させ、請負工事業から総合エンジニアリング企業への転換を図る長期ビジョン実現のための長期経営構想“GReeN PR!DE100”を策定いたしました。そして、その第１ステップとして、平成26年度を初年度とした３か年の中期経営計画を策定、公表いたしました。

本再編は、上記計画の柱の一つである、建設設備の企画・設計から新築、管理やメンテナンス等のアフターサービスを経てリニューアル工事までのビルライフサイクルのバリューチェーン構築のために行うものであります。本再編により高砂熱学工業は当社を完全子会社とし、当社と高砂エンジが合併により統合することで、より迅速な意思決定、更なる効率的かつ機動的なグループ経営の実現を目指します。

グループを挙げて付加価値の高いサービスを提供し続け、顧客満足の最大化を図り、企業価値・株主共同の利益を向上させるためには、設備工事にて設計・施工の優れた技術力を有する高砂熱学工業と、その優れた技術力を継承しながら設備総合管理事業を展開する高砂エンジ、及び歴史に裏付けられた豊富な実績と技術力で、建物の保守管理、運転管理に優れた当社が一層の連携強化を図り、ビルライフサイクルのバリューチェーンを強化することでシナジー効果を最大化し、競争優位性を高めることが必要であるとの結論に至りました。

当社は、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として東京共同会計事務所（以下、「東京共同会計」といいます。）を、法務アドバイザーとして潮見坂綜合法律事務所を選任し、高砂熱学工業はフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下、「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回にわたる協議・検討を重ね、その結果、本再編を行うことを平成26年３月20日に決定いたしました。

当社及び高砂熱学工業は、本株式交換により高砂熱学工業の普通株式を保有することとなる当社の株主の皆様を含め、高砂熱学工業の全ての株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

(3) 株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

高砂熱学工業を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、高砂熱学工業については会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会決議による承認を受けずに、当社については平成26年６月25日に開催予定の第55回定時株主総会において承認を受けたうえで、平成26年10月１日を本効力発生日として行う予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

	高砂熱学工業 （株式交換完全親会社）	丸誠 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.69

（注１） 株式の割当比率

当社の普通株式１株に対して高砂熱学工業の普通株式0.69株を割当て交付します。但し、高砂熱学工業が保有する当社の普通株式（3,568,000株（平成25年９月30日時点））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２） 本株式交換により交付する高砂熱学工業の株数

本株式交換により交付される高砂熱学工業の普通株式の数：1,268,516株（予定）

交付する高砂熱学工業の普通株式には、全て高砂熱学工業が保有する自己株式（平成26年２月28日時点10,667,849株）を充当する予定であり、本株式交換に際して、高砂熱学工業が新たに株式を発行する予定はありません。

また、上記株式数は平成25年２月28日時点における当社の普通株式の数（発行済株式数（5,540,000株）、自己株式の数（133,571株）、高砂熱学工業が保有する当社株式の数（3,568,000株））に基づいて記載しています。

なお、高砂熱学工業は、本株式交換により高砂熱学工業が当社の発行済株式（高砂熱学工業が保有する株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（但し、高砂熱学工業を除きます。）に対し、その保有する当社の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の高砂熱学工業の普通株式を交付することを予定しております。高砂熱学工業は、平成26年２月13日開催の取締役会決議により平成26年３月31日（予定）を効力発生日として自己株式2,000,000株を消却する予定です。それに伴い、高砂熱学工業の発行済株式数は、83,765,768株となる予定です。

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際に高砂熱学工業が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

（注３）　単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、高砂熱学工業の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする高砂熱学工業の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。高砂熱学工業の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が高砂熱学工業に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

（注４）　１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、高砂熱学工業の１株に満たない端数の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する高砂熱学工業株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

（注５）　本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、高砂熱学工業又は当社の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事象が生じたときは、高砂熱学工業及び当社は協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本株式交換契約を解除することができるとされております。

（注６）　当社による中間配当

当社は、平成26年６月25日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約が承認されることを条件として、本株式交換の効力発生日の前日（平成26年９月30日）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対して、１株当たり金10円を限度として剰余金の配当（以下「本中間配当」といいます。）を実施する予定です。

③　その他本株式交換契約の内容

当社が高砂熱学工業との間で平成26年３月20日付で締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

高砂熱学工業株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社丸誠（以下「乙」という。）は、平成26年３月20日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換の方法）

第１条　乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第２条　甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲：　株式交換完全親会社
商号：高砂熱学工業株式会社
住所：東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地５

(2) 乙：　株式交換完全子会社
商号：株式会社丸誠
住所：東京都新宿区四谷一丁目１番地

（本株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

第３条　甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、第７条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、かつ、甲を除くものとする。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に0.69を乗じた数の甲の株式を交付する。

2．甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式１株につき、甲の株式0.69株の割合をもって割り当てる。

3．甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に１株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第４条　本株式交換で増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の増加額　　0円
(2) 資本準備金の増加額　　会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
(3) 利益準備金の増加額　　0円

（本株式交換の効力発生日）

第５条　本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年10月１日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（株主総会）

第６条　甲は、会社法第796条第３項に定める簡易株式交換の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行うものとする。但し、同法第796条第４項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに開催される株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

2．乙は、平成26年６月25日に開催予定の定時株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議及び合意の上、これを変更することができる。

（自己株式の消却）

第７条　乙は、効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時までに有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時に先立ち、消却するものとする。

（その他の組織再編等）

第８条　甲及び乙は、乙が高砂エンジニアリングサービス株式会社（以下「高砂エンジニアリングサービス」という。）との間で、乙を吸収合併存続会社、高砂エンジニアリングサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を本契約締結日付で締結し、本株式交換の効力が発生することを条件として、平成26年10月１日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う予定であることを確認する。

（会社財産の管理等）

第９条　本契約に定める場合を除き、甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

（剰余金の配当の限度額等）

第10条　甲及び乙は、平成26年３月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。

(1) 甲においては、１株当たり12.5円、総額1,000百万円

(2) 乙においては、１株当たり20円、総額110百万円

2．甲及び乙は、平成26年９月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。

(1) 甲においては、１株当たり12.5円、総額1,000百万円

(2) 乙においては、１株当たり10円、総額55百万円

3．甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己の株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

（定款の変更）

第11条　乙は、第６条第２項に定める定時株主総会において、本合併の効力発生を条件として、効力発生日付で、乙の定款を別紙のとおり変更する旨の定款変更に関する議案を付議し、甲はかかる議案について賛成の議決権を行使する。

（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

第12条　本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事象が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（契約の効力）

第13条　本契約は、効力発生日の前日までに、甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認（但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。）又は本株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第14条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通ずつ保有するものとする。

平成26年３月20日

甲：　東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地５
高砂熱学工業株式会社
取締役社長　大内　厚

乙：　東京都新宿区四谷一丁目１番地
株式会社丸誠
代表取締役社長　渋谷　正道

別紙

定款変更案

（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は株式会社丸誠と称し、英文では、ＭＡＲＵＳＥＩ Ｃｏ.,ＬＴＤと表示する。	（商号） 第１条　当会社は高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社と称し、英文では、Takasago Marusei Engineering Service Co., Ltd.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の業務を行うことを目的とする。 (1)　（記載省略） （新　設） （新　設） （新　設） （新　設） (2)～(18)　（記載省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の業務を行うことを目的とする。 (1)　（現行どおり） (2) 設備総合管理（機械設備・電気設備・通信設備・防災設備・昇降機設備・その他建築付帯設備・クリーンルーム設備・造排水設備等の設備全体の高度管理・運転管理・維持管理等） (3) 上記設備の保守管理（保守点検・整備等） (4) 上記設備の設計・施工および付帯工事 (5) 上記設備に関するコンサルタント業務 (6)～(22)　（現行どおり）
（員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役は、14名以内とする。
(代表取締役および役付取締役) 第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ２　当会社は取締役会の決議によって取締役社長、取締役会長各１名、専務取締役２名以内、常務取締役および取締役相談役若干名を選定することができる。 ３　取締役社長は会社を代表し、取締役会長ならびに専務取締役もまた会社を代表することがある。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　当会社は取締役会の決議により、取締役のうちより代表取締役を若干名選定する。 ２　当会社は取締役会の決議によって、取締役の中から、社長１名のほか、必要に応じて会長１名、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができる。 ３　（削除）

(4) 株式交換比率の算定根拠

① 算定の基礎

東京共同会計は、当社及び高砂熱学工業のいずれについても、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法（算定基準日を平成26年３月19日として、東京証券取引所における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間、６ヶ月間平均における株価終値単純平均値を算定の基礎としております）を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映させるためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

ＤＣＦ法においては、東京共同会計は、高砂熱学工業について、高砂熱学工業が作成した平成26年３月期から平成30年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は6.10%～7.45%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０%として算定しております。他方、当社については、当社が作成した平成26年３月期から平成29年３月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は7.56%～9.24%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を０%として算定しております。

なお、各評価方法による当社の普通株式１株に対する高砂熱学工業の普通株式の割当株数の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.59～0.70
ＤＣＦ法	0.60～0.79

なお、当社及び高砂熱学工業のいずれについても、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当社及び高砂熱学工業のいずれについても当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

東京共同会計は、交換比率の算定に際して、当社及び高砂熱学工業から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、当社及び高砂熱学工業の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。東京共同会計は、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

ＳＭＢＣ日興証券は、当社及び高砂熱学工業のいずれについても、東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を平成26年３月19日として、東京証券取引所における算定基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間における株価終値単純平均値を算定の基礎としております）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。ＤＣＦ法では、高砂熱学工業については、高砂熱学工業が作成した平成26年３月期から平成30年３月期の利益計画を前提とし、当社については、当社が作成した平成26年３月期から平成29年３月期の利益計画を前提としております。なお、当社及び高砂熱学工業のいずれについても、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当社及び高砂熱学工業のいずれについても当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社の普通株式１株に対する高砂熱学工業の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.60～0.65
ＤＣＦ法	0.57～0.80

ＳＭＢＣ日興証券は、交換比率の算定に際して、当社及び高砂熱学工業から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でＳＭＢＣ日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社及び高砂熱学工業並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社及び高砂熱学工業の財務見通しについては、当社及び高砂熱学工業により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成26年３月19日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、ＳＭＢＣ日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

高砂熱学工業は、ＳＭＢＣ日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、ＳＭＢＣ日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

② 算定の経緯

高砂熱学工業は、ＳＭＢＣ日興証券から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、高砂熱学工業において高砂熱学工業及び当社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、これらを踏まえ当社と慎重に交渉・協議を重ねました。

他方、当社は、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、当社において当社及び高砂熱学工業の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、これらを踏まえ高砂熱学工業と慎重に交渉・協議を重ねました。

前述の交渉・協議の具体的内容としては、平成26年３月４日書面により高砂熱学工業から当社に提案された比率を端緒として、同日から３月17日までの間、上記書面を含め合計７通の書面による交渉を継続的に実施し、プ

レミアム率等について交渉・協議を重ねた結果、最終的に同年３月17日付で上記(3)②記載の本株式交換に係る割当比率（以下「株式交換比率」といいます。）をもって合意に至りました。

その結果、当社及び高砂熱学工業は、株式交換比率は、両社が委託した算定機関から提出を受けた株式交換比率算定書の株式交換比率算定結果の範囲内であり、両社の財務状況、業績動向、株価動向、本中間配当の実施等を勘案すると妥当なものであるとの判断に至り、平成26年３月20日に開催された両社の取締役会にて本株式交換の交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

③　算定機関等との関係

当社の算定機関は東京共同会計であり、高砂熱学工業の算定機関はＳＭＢＣ日興証券です。東京共同会計及びＳＭＢＣ日興証券のいずれも、当社及び高砂熱学工業の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。特に、当社の算定機関である東京共同会計は、過去、高砂熱学工業及び当社との間で取引関係を一切有しておらず、両社からの高度な独立性を有しております。

(5) 株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	高砂熱学工業株式会社
本店の所在地	東京都新宿区新宿六丁目27番30号（平成26年７月下旬移転予定）
代表者の氏名	取締役社長　　大内　厚
資本金の額	13,134百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業内容	空調を主とする設備工事事業

以　上